

番 号 : 150888
 国 名 : モロッコ
 担当部署 : JICAモロッコ事務所
 案件名 : 投資促進政策アドバイザー業務

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : アドバイザー業務
- (2) 格 付 : 2号
- (3) 業務の種類 : 専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2015年11月下旬から2016年12月上旬まで
- (2) 業務M/M : 国内 0.80M/M、現地 8.00M/M、合計 8.80M/M
- (3) 業務日数 :

| 期間 (日数) | | | | | | |
|---------|-------|-------------|-------|-------------|-----------|------|
| 準備期間 | 第一次派遣 | 第一次国内 作業 | 第二次派遣 | 第二次国 内作業 | 第三次派 遣 | 整理期間 |
| 5日 | 120日 | 3日 | 60日 | 3 | 60日 | 5日 |

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部
- (2) 見積書提出部数 : 1部
- (3) 提出期限 : 10月28日(12時まで)
- (4) 提出方法 : 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は
 郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれ
 も提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約(単独型)公示案件(再公示含む)より、電子媒体
 による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細についてはJICAホームページ(ホーム>JICAについて>調達情報>
 調達ガイドライン、様式>業務実施契約(単独型)(2014年4月以降契約)>
 業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出について)
 (http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_gt/20150618.html)をご覧ください。

なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受
 領致しかねます。ご留意ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等 :
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
- (2) 業務従事予定者の経験・能力等 :
 - ①類似業務の経験 28点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③語学力 16点
 - ④その他学位、資格等 12点
 - ⑤業務従事予定者によるプレゼンテーション 16点

(計100点)

| | |
|----------|-------------------------|
| 類似業務 | 海外投資促進に係る各種業務 |
| 対象国/類似地域 | モロッコ/全途上国(本邦含む。) |
| 語学の種類 | フランス語(語学は認定書(写)提出ください。) |

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：なし
- (2) 必要予防接種：なし

6. 業務の背景

モロッコは、WTOへの加盟や地域経済圏の形成、自由貿易協定(FTA)等を積極的に推進しており、インフラ整備状況や産業競争力もある程度の水準に達し、さらなる経済成長・競争力の強化、雇用促進の観点から海外からの投資誘致を積極的に推進している。2002年から国内の全国16地域に地方投資センターを設置、2009年ビジネス環境委員会やモロッコ投資促進庁(Agence Marocaine de Développement des Investissements；以下 AMDIと略す)を設立、同年2月には「産業振興のための国家プログラム2009 - 2015」を採択し、6分野(オフショア、自動車産業、航空・宇宙産業、エレクトロニクス、農水産物加工、繊維・皮革)を製造業育成の戦略的分野として、中小零細企業の支援、職業訓練の改善、投資環境の改善に取り組むなど、ビジネス環境の改善及び海外からの投資受入れに力を入れているが、依然として改善の余地がある(世銀Doing Business 2013で185か国中97位)。

現在モロッコに進出する日本企業は35社、2万5000人にのぼる雇用を創出するなどの貢献を見せている中、今後更なる日本からの投資拡大が期待されている。また、2013年6月に横浜で開催されたTICADVでも対アフリカ投資の増加についてアフリカ諸国からの強い要望がなされており、インフラ・法制度が比較的整っているモロッコへの投資は、欧州、中東、西アフリカ、南米大陸との交差点に位置するモロッコの地理的好条件、北アフリカと西アフリカで今後の数年間に良好な経済成長が見込まれていること、フランス語圏を中心とするアフリカ諸国での認知度の高いモロッコ企業と提携する可能性等の有利な諸条件も相まって、日本企業の中でも関心が高い。2014年12月には日本貿易振興機構(ジェトロ)がラバト事務所を開設、AMDIと輸出振興機関(Maroc Export)、関連の政府諸機関、モロッコに進出している日本企業と密接に協力し、経済協力の強化に取り組んでいる。

JICAは2013年9月から2年間「投資促進政策アドバイザー」をAMDIへ派遣、AMDIによる日本企業誘致活動の全面的な支援を通じ、日本企業に対する適切な情報提供及びコンサルテーションが行われるよう組織能力強化に貢献しており、その活動・成果はAMDIから高く評価されている。今後は、JETRO開設により日本企業への対応体制の確立・強化がなされたことに鑑み、同アドバイザー業務は、将来の民間連携・技術・有償資金協力を繋がる可能性を秘めた、日本のインフラ輸出に資する戦略性の高い官民連携案件の発掘・形成及びモロッコをリソースとした南南協力によるアフリカ支援を視野に入れたさらなる貢献が求められている。

かかる状況下、戦略性の高い民間セクター連携強化推進に向けた案件の検討、発掘、フォローの実施を通じ、AMDIによる日本の投資促進にかかる機能強化に貢献する投資促進政策アドバイザー派遣がモロッコ政府より我が国に対して要請された。

以上のような背景から、JICAはAMDIに対して、投資促進政策アドバイザーの派遣を行うこととなった。

7. 業務の内容

本業務従事者は、モロッコに対する投資動向、同国の投資環境及びその整備に係る取り組みやその実施体制の分析を通じ、同国への投資促進に向けた課題を整理したうえで、カウンターパート(C/P)機関であるAMDIにおいて日本の投資促進に係る機能強化を図ることを目的としている。本業務従事者の支援活動の方向性としては、モロッコ国内に存在する我が国関係機関との密な連携を行い、JICAとして妥当かつ戦略的な支援策を検討し、将来のJICAの民間連携事業や日本のインフラ輸出に資する案件発掘・形成に寄与することに重点を置くものとする。

具体的な業務内容は以下のとおりとする。

- (1) 国内準備期間 (2015年11月下旬)

- ①モロッコ国の外国直接投資の現状と課題、その動向、投資手続きなどについて既存文献からの情報収集を通じて概要を把握する。

- ②要すれば、JICA民間セクター連携事業を実施中の企業に対しヒアリングを行う。
 - ③モロッコへ移転可能かつ有用な技術を有し、かつ将来の民間連携・有償基金協力に繋がるポテンシャルがあると想定される日本企業の発掘に向け、必要な情報収集を行う。
 - ④全派遣期間に係るワークプラン（仏文・和文）を作成し、JICA本部中東欧州部及びJICA産業開発・公共政策部民間セクターグループ第一チームへ提出の上、事前説明を行う。
- (2) 第一次現地派遣期間（2015年12月上旬～2016年3月下旬）
- ①【ワークプランの作成・協議】
現地業務開始時にJICAモロッコ事務所及びC/P機関にワークプランを提出、業務内容の確認を行う。
 - ②【現地業務費の積算・受け取り・支出及び精算】
ワークプランに基づき、2015年度年間活動計画（現地活動費）を策定し、現地業務開始後速やかにモロッコ事務所長へ申請する。モロッコ事務所長により承認された年間計画に基づき、臨時会計役として現地業務費の受け取り、支出、精算を「善良な管理者の注意義務」をもって執り行う。
 - ③【将来的な日本の投資促進に資する官民連携事業の発掘・形成】
(ア) モロッコへ移転可能かつ有用な技術を有した日本企業の発掘に向け、必要な情報収集及び分析調査を行う。
(イ) これら日本企業と、連携可能性の高いモロッコ側政府関係機関もしくはモロッコ企業に関する情報収集、分析、検討及び発掘を行う。その際には、フランス語圏サブサハラアフリカ支援の観点から、JICAの南南協力のリソースとしての可能性についても視野に入れることとする。
 - ④【JICAが実施する官民連携案件にかかる実施促進】
(ア) JICAが行う民間連携支援及び中小企業支援等の事業において、関係する日本企業に対する支援を行う。
(イ) 官民連携案件の着実な実施に向けたフォロー及び必要なサポートを提供する。
 - ⑤【モロッコ投資促進庁（AMD I）における日本の投資促進に係る基盤整備】
(ア) モロッコに対する投資動向、モロッコの投資環境の現状分析及び課題把握、モロッコ政府関係機関による投資促進に向けた取組の具体的内容の把握やその実施体制につき情報収集、分析し、投資ポテンシャルの検討、投資促進に向けた課題分析を行う。
 - ⑥【第一次現地業務結果報告・連絡等】
(ア) 第一次現地派遣終了に際し、第一次現地業務結果報告書（仏文）を作成し、C/P機関、JICAモロッコ事務所に対し提出し、報告・説明する。
(イ) C/P機関及びJICAモロッコ事務所と国内作業期間中の活動及び次回派遣についての打ち合わせを行う。
- (3) 第一次国内作業期間（2016年4月上旬～5月上旬）
- ①JICA中東欧州部中東第一課及びJICA産業開発・公共政策部民間セクターグループ第一チームに対し、第一次現地派遣期間の業務進捗状況について報告を行うとともに、第二次現地派遣期間の活動内容について説明を行う。
 - ②要すれば、第一次現地派遣活動中発掘した日本企業との面談を行う。面談録については速やかにJICAモロッコ事務所へ共有する。
- (4) 第二次現地派遣期間（2016年5月中旬～7月上旬）
- ①第二次現地業務開始時に JICAモロッコ事務所及びC/P機関へ当該現地業務期間の活動内容について説明を行う。
 - ②【現地業務費の積算・受け取り・支出及び精算】
モロッコ事務所長により承認された2016年度年間活動計画に基づき、臨時会計役として現地業務費の受け取り、支出、精算を「善良な管理者の注意義務」をもって執り行う。
 - ③【将来的な日本の投資促進に資する官民連携事業の発掘・形成】

- (ア) モロッコへ移転可能かつ有用な技術を有した日本企業と、連携可能性の高いモロッコ側政府関係機関もしくはモロッコ企業に関する情報収集、分析、検討及び発掘を行う。
 - (イ) 日本企業と、モロッコ側政府機関もしくはモロッコ企業間のマッチングプロセス、連携構築及び強化に必要な支援を提供する。
 - ④【JICAが実施する官民連携案件にかかる実施促進】
 - (ア) JICAが行う民間連携支援及び中小企業支援等の事業において、関係する日本企業に対する支援を行う。
 - (イ) 官民連携案件の着実な実施に向けたフォロー及び必要なサポートを提供する。
 - ⑤【モロッコ投資促進庁（AMD）における日本の投資促進に係る基盤整備】
 - (ア) 日本が比較的優位に立つセクター、且つ、モロッコへの呼び込みを狙う企業の発掘について、よりポテンシャルの高い日本企業のターゲティングがなされるべく、AMDに対して必要な助言・提言及び支援を行う。
 - (イ) 分析結果を踏まえ、対日本戦略アクション・プラン策定をAMDとともに作成検討、支援する。
 - ⑥第二次現地派遣終了に際し、第二次現地業務結果報告書(仏文)を作成し、C/P機関及びJICAモロッコ事務所に提出し、報告・説明する。
- (5) 第二次国内作業期間 (2016年7月中旬～9月下旬)
- ①JICA中東欧州部中東第一課及びJICA産業開発・公共政策部民間セクターグループ第一チームに対し、第二次現地派遣期間の業務進捗状況について報告を行うとともに、第三次現地派遣期間の活動内容について説明を行う。
 - ②要すれば、第二次現地派遣活動中発掘した日本企業との面談を行う。面談録については速やかにJICAモロッコ事務所へ共有する。
- (6) 第三次現地派遣期間 (2016年10月上旬～11月下旬)
- ①第三次現地業務開始時に JICAモロッコ事務所及びC/P機関へ当該現地業務期間の活動内容について説明を行う。
 - ②【現地業務費の積算・受け取り・支出及び精算】
モロッコ事務所長により承認された2016年度年間活動計画に基づき、臨時会計役として現地業務費の受け取り、支出、精算を「善良な管理者の注意義務」をもって執り行う。
 - ③【将来的な日本の投資促進に資する官民連携事業の発掘・形成】
 - (ア) 第一次及び第二次現地派遣期間中発掘した日本企業と、連携可能性の高いモロッコ側政府機関もしくはモロッコ企業間のマッチングプロセス、連携構築及び強化に必要な支援を提供する。
 - ④【JICAが実施する官民連携案件にかかる実施促進】
 - (ア) JICAが行う民間連携支援及び中小企業支援等の事業において、関係する日本企業に対する支援を行う。
 - (イ) 官民連携案件の着実な実施に向けたフォロー及び必要なサポートを提供する。
 - ⑤【モロッコ投資促進庁（AMD）における日本の投資促進に係る基盤整備】
 - (ア) 上記(4)⑤(イ)にて検討・策定される対日本戦略アクション・プランを踏まえた、よりポテンシャルの高い日本企業の絞り込み及びその誘致活動に関し、AMDに対して必要な助言・提言及び支援を行う。
 - (イ) 上記(6)③及び(6)④の活動から得た、AMD機能強化に向けた教訓・改善を提言する。
 - ⑥第三次現地派遣終了に際し、第三次現地業務結果報告書(仏文)を作成し、C/P機関及びJICAモロッコ事務所に提出し、報告・説明する。
- (7) 帰国後整理期間 (2016年12月上旬)
- 専門家業務完了報告書(和文)を作成し、JICA中東欧州部中東第一課及びJICA産業開発・公共政策部民間セクターグループ第一チームへ提出、報告・説明を行う。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は（3）専門家業務完了報告書とする。

（1）ワークプラン

和文・仏文4部：JICA 本部中東第一課、JICA 産業開発・公共政策部民間セクターグループ第一チーム、JICA モロッコ事務所、C/P 機関

（2）現地業務結果報告書（各派遣終了時）

仏文4部：JICA 中東第一課、JICA 産業開発・公共政策部民間セクターグループ第一チーム、JICA モロッコ事務所、C/P 機関

（3）専門家業務完了報告書

和文3部：JICA 中東第一課、JICA 産業開発・公共政策部民間セクターグループ第一チーム、JICA モロッコ事務所

また、現地派遣期間中の業務従事月報を作成し、JICAモロッコ事務所に提出する。なお、上記成果品の体裁は簡易製本とし、電子データもあわせて提出する。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示にかかる見積書の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。

留意点は以下のとおり。

（1）航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みませぬ（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、成田⇒パリ⇒ラバト⇒パリ⇒ラバトを標準とします。

（2）臨時会計役の委嘱

現地業務の実施に必要な経費であって契約金額に含まれていない車輛借上げ料等の一般業務費については、JICA モロッコ事務所が必要と認める概算経費については、JICA モロッコ事務所より業務従事者に対し、臨時会計役を委嘱する予定です。当該経費は契約には含みませぬので、見積書への記載は不要です。

臨時会計役とは、会計役としての職務（現地業務費の受け取り、支出、精算）を必要な期間に限り機構から委嘱される方のことをいう。臨時会計役に委嘱された方は、「善良な管理者の注意義務」をもって、経費を取り扱うことが求められます。

10. 特記事項

（1）業務日程／執務環境

①現地業務日程

現地派遣期間は2015年12月上旬～2016年3月下旬（第一次）、2016年5月中旬～7月上旬（第二次）、2016年10月上旬～11月下旬（第三次）を予定していますが、派遣時期についてはある程度の日程調整は可能です。業務内容及び業務工程を考慮の上、派遣回数3回を上限にプロポーザルにて提案してください。

②現地での業務体制

本業務従事者が単独で行います。

③便宜供与内容

JICAモロッコ事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎：

なし（但し、第一次派遣開始時のみ空港送迎あり）

- イ) 宿舎手配
なし
- ウ) 車両借上げ
なし（業務従事者が車輛の手配を行います。モロッコ国内においては、業務従事者が臨時会計役として支出・精算を行います。）
- エ) 通訳備上
なし
- オ) 現地日程のアレンジ
なし
- カ) 執務スペースの提供
AMD I内執務スペースの提供（プリンター、金庫、電話、インターネット整備済み）

(2) 参考資料

- ①本業務に関する以下の資料が当機構のウェブサイトで公開されています。
 - ・プロジェクト基本情報
<http://gwweb.jica.go.jp/km/ProjectView.nsf/VIEWParentSearch/3B09534E5257AEAE49257B830079D912?OpenDocument&pv=VW02040104>
- ②本件に係る資料（モロッコ王国投資促進政策アドバイザー/第一次・第二次・第三次現地業務結果報告書）は、JICA産業開発・公共政策部 民間セクターグループ第一チームにて配布可能です。

(3) プレゼンテーションの実施

評価に当たり、業務従事予定者によるプレゼンテーションを以下のとおり実施する予定です。

- ①実施時期：10月30日（金）予定
（詳細な日時は、プロポーザル提出後、別途指示します。）
- ②実施場所：独立行政法人国際協力機構内会議室
（当日機構へ来訪できない場合、テレビ会議システムの利用を認める場合がありますので、調達部までお問い合わせください。）
- ③実施方法：
 - ・一人当たり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分を想定。
 - ・プレゼンテーションでは、「業務実施方針」の説明を行う。
 - ・業務従事予定者以外の出席は認めません。

(4) その他

- ①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ②現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICAモロッコ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意する。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。
- ③本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

以上